

公共工事の受注に当たって

公共工事の地域経済に与える影響は極めて大きく、また市民の関心も高いものとなっています。

公共工事の施工に当たっては、関係法令の遵守のほか、地元業者、地元資材を積極的に活用し、雇用の安定と就労の促進を図るとともに、下請契約及び工事代金等の支払いの適正化を図るなど、下記事項に留意し、優良な工事の完成を期してください。

記

1 下請発注の市内優先について

- ① 下請業者は、市内に本店を置く建設業者から選定するよう努めてください。
- ② 下請業者の選定に当たっては、次の項目を選定基準としてください。
 - ア 建設業許可が必要な工事については、その建設業許可を受けていること。
 - イ 市から指名停止を受け、その期間中でないこと。
 - ウ 工事に必要な技術力、労働力、及び設備（機械器具等）を有し、適正な施工が確保できること。
 - エ 財務内容が適正であること。
 - オ 労働条件が適正であること。
 - カ 労働者派遣法、労働基準法、労働安全衛生法など関係法令に違反していないこと。

2 下請契約の締結について

- ① 建設工事の全部、主たる部分の工事又は他の部分から独立して機能を発揮する工作物の工事を一括して他人に請け負わせることはできません。
一括下請負に該当するかどうかについては、担当監督員に確認してください。
- ② 下請契約は、建設工事標準下請契約約款か、これに準拠した内容の下請契約書により締結し、下請業者に書面を交付してください。また、下請契約を変更するときも、下請業者に内容変更を記した書面を交付してください。
- ③ **下請契約における契約金額は、最新の設計労務単価に基づいて積算してください。**いわゆる歩掛けや一方的な言い値など、取引上の地位を不当に利用した下請契約を締結することはできません。また、正当な理由なく下請代金を減額することも禁止します。
- ④ 下請契約に当たっては、下請業者に十分な見積期間を設定してください。
- ⑤ 令和元年10月1日より消費税の率引き上げがございますが、下請業者への新税率の転嫁など、消費税については適正に取り扱ってください。

3 建設労働者の雇用条件改善について

国土交通省は、建設現場の労働環境の改善を図るため、設計労務単価の引き上げを行うとともに、建設現場労働従事者の社会保険への加入徹底を促進しています。

元請・下請の双方は、労働者の雇用条件改善のため、次の項目を遵守してください。また、市工事の受注者は、すべての下請業者が次の事項を遵守するよう指導に努めてください。

- ア 日雇労働者を雇用するときは、労働条件を示した書面を交付してください。
- イ 賃金は、支払期日に労働者に直接現金で支払ってください。
- ウ 労働時間の管理を適正に行い、休日の確保や労働時間の短縮に努めてください。また、定期的に労働者の健康診断を実施してください。
- エ 労働者の安全衛生教育を徹底してください。また、事業者も工事現場の安全衛生対策を徹底してください。
- オ 労災保険や雇用保険に加入し、保険料を適正に納付するとともに、社会保険の適用を受けない労働者についても、国民健康保険や国民年金の加入を徹底してください。
- カ 工事事故が発生したときは、速やかに労働基準監督署等に届け出るとともに、担当監督員に報告してください。

4 その他

- ① 下請契約を締結するときは、下請業者に対してこの文書を交付し、2次下請、3次下請においても元請・下請関係の適正化に努めるよう指導してください。
- ② 上記の遵守事項のうち、法令により定められたものについては、これに違反すると建設業法に基づく監督処分及び指名停止を受けることがありますので、十分注意してください。
- ③ 資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送事業者等に対しても、上記1から3までの事項に準じた配慮をお願いします。
- ④ 別紙「この現場は、新労務単価の対象です！」ポスターを工事現場事務所に掲示してください。

(都城市総務部契約課)

この現場は、新労務単価の対象です!

平成27年2月から、**新労務単価**※が適用になりました。

行政と建設業界は今、現場の職人さんの

● **適切な賃金水準** ● **社会保険等への加入の徹底**に
結びつくよう、一丸となって取り組んでいます。



若者にとって魅力ある業界であるために。
真面目に働く職人さんが報われるために。

新労務単価は、**都道府県ごと・職種ごと**に設定されています。

※新労務単価についての詳しい内容は、国土交通省のホームページで確認できます。
[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000217.html]

建設業フォローアップ相談ダイヤル

「品確法の運用指針」や「新労務単価」など建設業に関する様々な相談を総合的に受け付けます。
様々な立場の皆さんの現場の生の声や情報をお聞かせください。

TEL.  **0570-004976**

マル マル ヨ ク ナ ロウ

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

受付時間 10:00-12:00 13:30-17:00

(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

◎ 中間前金払についてのお知らせ

都城市では、平成20年度から中間前金払制度を導入し、平成20年4月1日以降の工事請負契約に適用しています。

1 中間前金払とは

都城市では、以前から、請負代金額100万円以上の工事については、工事請負契約締結後、工事の進捗とは関係なく請負代金額の10分の4以内の額を支払う「前金払」を実施しています。

「中間前金払」とは、一定の条件を満たしている場合に、既に支払った前金払に追加して、請負代金額の10分の2以内の額を支払うものをいいます。これにより、工事の完成前に、合計で請負代金額の10分の6以内の額を工事資金として活用できるようになります。また、中間前金払は、部分払のような出来形検査がないため、手続きが簡素化され、支払いまでの期間が短くなります。

2 中間前金払の対象

1件の請負代金額が100万円以上の工事を対象とします。

※工事を伴う委託業務（測量、設計、地質調査等）は、中間前金払の対象になりません。

3 中間前金払の条件

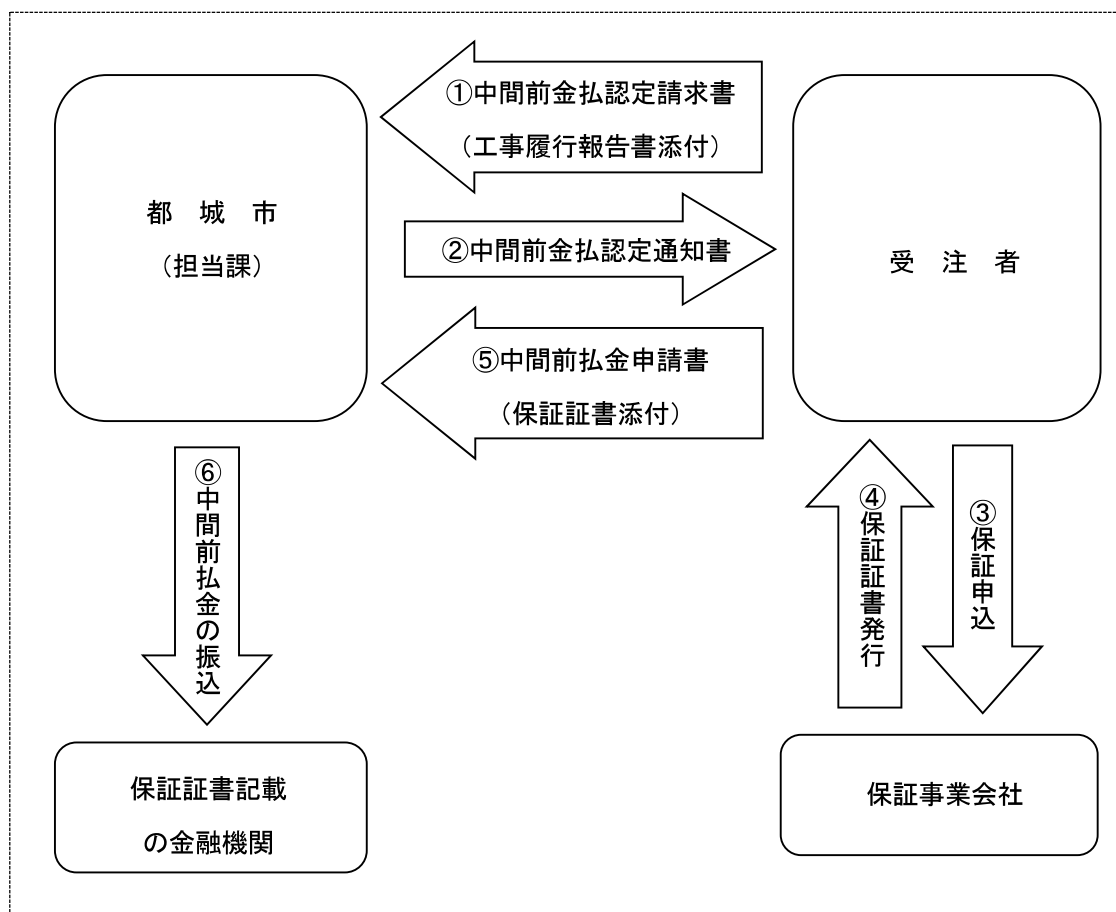
中間前金払は、既に前金払を行っている場合で、次の条件を満たしているときに可能となります。※前金払と同様、保証事業会社の保証が必要です。

- ①工期の2分の1を経過していること
- ②工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき工事が行われていること。
- ③工事の進捗が、請負代金額の2分の1以上の額に相当していること。

4 中間前金払の手続きの流れ

「都城市公共工事の前金払及び中間前金払の取扱いに関する要綱」に基づき、次のような流れで行います。

なお、部分払の対象が「予定価格５００万円以上の工事」に拡大されたことに伴い、予定価格５００万円以上の工事については、請負契約締結時に「中間前金払・部分払選択届」により中間前金払が選択されている必要があります。



5 中間前金払又は部分払の選択が必要です。

予定価格が５００万円以上の工事については、実際に中間前金払を請求するかどうかにかかわらず、工事請負契約締結時に、「中間前金払・部分払選択届」により中間前金払を選択する必要があります。（※契約締結後は、選択した支払方法の変更はできません。）

ただし、債務負担行為又は継続費に係る複数年度契約については、中間前金払を選択した場合でも、各会計年度の出来高に応じて部分払を請求することができます。

別紙

様式第 2 号（第 5 条関係）

年 月 日

都城市長 宛て

住 所
受注者 商号又は名称
代 表 者 氏 名



中間前金払・部分払選択届

下記の工事について、 $\left(\begin{array}{c} \text{中間前金払} \\ \text{部分払} \end{array} \right)$ を選択します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日
請負代金額	円

注 1) 中間前金払又は部分払のどちらか一方を選択してください。
注 2) 契約締結後は、選択した支払方法の変更はできません。(ただし、第 5 条第 3 項の規定による場合を除きます。)
注 3) 債務負担行為又は継続費に係る複数年度契約については、中間前金払を選択した場合でも、各会計年度の出来高に応じて部分払を請求することができます。

安全な建設工事のために 適切な安全衛生経費の確保が必要です

－労働災害防止についての建設業法令遵守ガイドラインの改訂－

建設業における労働災害の発生率は、労働災害全体の2倍程度で、墜落・転落、建設機械へのはさまれ、土砂崩壊など、死亡に至ったり、障害が残ったりする重篤な災害が多く発生しています。

このため、建設業者は、労働災害防止対策を実施し、長期的には労働災害は減少してきましたが、ここ数年は増減を繰り返しています。

建設業では、発注者から元方事業者、関係請負人、その雇用する労働者などが、重層構造で工事を行うことから、労働災害防止のためには、雇用する労働者の労働災害防止に係る義務を負う関係請負人だけでなく、それ以外の発注者や元方事業者※の安全に対する理解と対策の実施が重要なのです。

こうした中、厚生労働省は、元方事業者による建設現場安全管理指針（平成7年）により、「請負契約における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者等の明確化等」を指導してきました。さらに国土交通省は、平成26年10月に「建設業法令遵守ガイドライン」を改訂し、労働災害防止対策の実施者と、その経費の負担者などの明確化の手順などを示しました。

このパンフレットでは、ガイドラインに定められた経費負担者の明確化などの手順を紹介します。

※元方事業者における統括安全衛生管理等以外に関係請負人の労働者に対する労働災害防止に係る義務はありません。

建設業における労働災害は、ここ数年増減を繰り返しています

【建設業における労働災害件数】



適切な安全衛生経費の確保への取組は、まだ十分とはいえません

- 発注者から契約約款に労働災害防止に関する事項を明記されたことがある → 50%
うち「労働災害防止の徹底」が最も高く 69% なのに対し、
「安全衛生経費の積算」は 8% しかありません。
- 安全衛生経費について、仕様書、注文書等に具体的な項目、金額等が示されている → 14%

出典：「民間工事における注文者対策に関する調査研究報告書」平成22年建設業労働災害防止協会



厚生労働省



国土交通省

1. 建設工事請負契約における労働災害防止対策に要する経費は「通常必要と認められる原価」

労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務づけており、それに要する経費は元請負人等が義務的に負担しなければならない費用です。

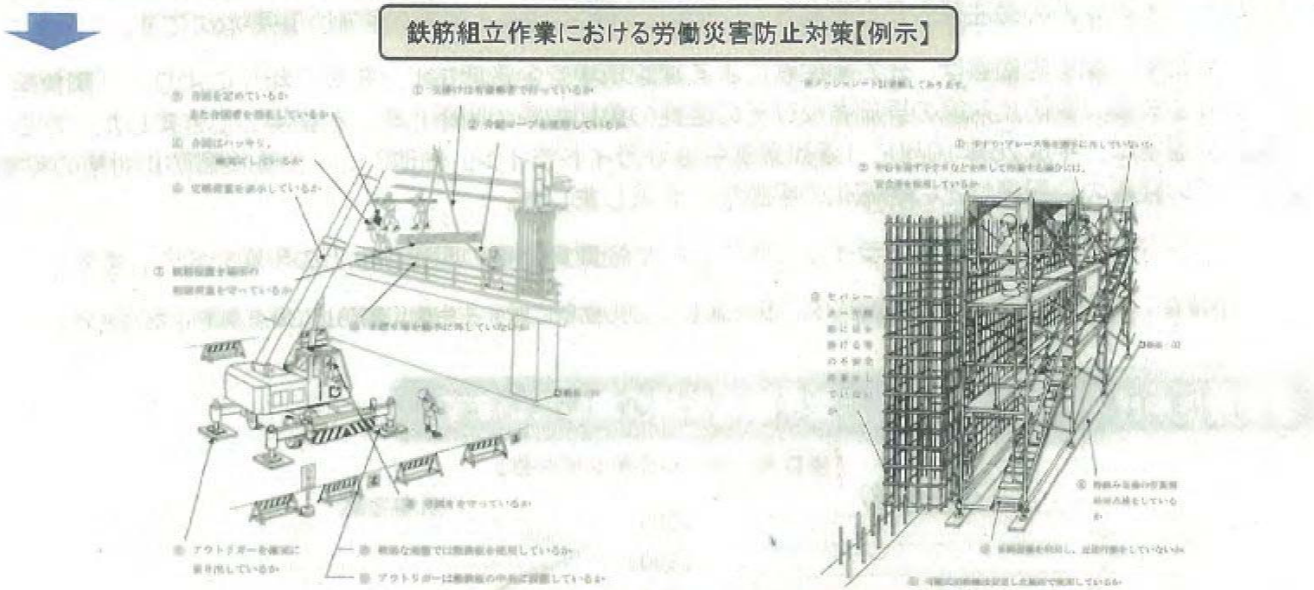
つまり、労働災害防止対策に要する経費は「通常必要と認められる原価」に含まれるものであり、建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

2. 労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

建設工事請負契約を締結する際は、次のような流れで、労働災害防止対策の実施者とその経費の負担者を明確化する必要があります。

(1) 元請負人による見積条件の提示

元請負人は、**見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化**し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにならなければなりません。



実施者と経費の負担者の区分を明確化すべき労働災害防止対策(区分表)【例示】

	実施者		経費負担者			実施者		経費負担者	
	元請	下請	元請	下請		元請	下請	元請	下請
1. 直轄工事費					(2)昇降設備				
(1)移動式クレーン	○		○		①階段	○		○	
(2)足場	○		○		(3)その他				
2. 安全費					①敷設板	○		○	
(1)監視連絡等に要する経費					②玉掛用具	○		○	
①無線機(クレーンの含む)	○		○		4. 教育訓練費				
(2)保護具類					①新規入場者教育の資料	○			○
①保護帽		○		○	②新規入場者教育の実施	○			○
②安全帯		○		○	③新規入場者教育の受講		○		○
③安全鞋		○		○	④移動式クレーン運転免許取得者の配置	○			○
3. 仮設費					⑤玉掛技能講習修了者の配置		○		○
(1)屋梁・飛来落下防止措置					⑥安全衛生協議会への参加		○		○
①安全ネット	○		○		5. 上記以外の疾病・衛生対策				
②手すり等(躯体の覆)	○		○		①健康診断		○		○
③立入禁止措置材	○		○		②熱中症対策(水筒等)		○		○
④立入禁止措置設置		○		○	6. その他				

注：区分表【例示】の明示すべき労働災害防止対策の抽出に当たっては、『「建設工事における安全衛生経費の標準リスト及び積算明細表」の解説並びに作成要領検討結果報告書』（平成25年3月 建設業労働災害防止協会）が参考になります。

(2) 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる**労働災害防止対策に要する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。**

(3) 契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された**労働災害防止対策に要する経費が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第18条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。**

(4) 契約書面における明確化

元請負人と下請負人は、契約締結の書面化に際して、**契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化するとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費は、施工上必要な経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。**

内訳書【例示】

	発注者		経費負担者		経費概要					
	元請	下請	元請	下請	規格等	単位	単価	数量	金額	備考
2. 安全費										
(2) 保護具類										
① 保護帽		○		○	○円/1名 耐久年数○年	人	○円	○ 延人数	○円	○円/○日(年間稼働日数×耐久年数)
② 安全帯		○		○	○円/1名 耐久年数○年	人	○円	○ 延人数	○円	○円/○日(年間稼働日数×耐久年数)
③ 安全靴		○		○	○円/1足 耐久年数○年	人	○円	○ 延人数	○円	○円/○日(年間稼働日数×耐久年数)
3. 衣料費										
(1) 墮落・飛来物下防止措置										
④ 立入禁止措置設置		○		○	直接工事費で計上					作業員労務費に含む
4. 教育訓練費										
⑤ 新規入場者教育の受講		○		○	平均日当○円	人	○円	○人	○円	平均日当○円/○時間(1時間教育)
⑥ 玉掛技能講習修了者の配置		○		○	受講費	人	○円	○人	○円	
⑦ 安全衛生協議会への参加		○		○	日当○円、○回	回	○円	○回	○円	日当○円/○時間(1回1時間)

注：契約時における元請負人との交渉において信頼関係が築けるように、下請負人は労働災害防止対策に要する経費を明示する際は、**可能な限り、その根拠を明確にすべき**です。

(1)～(4)の手順においては、建設業法上適切な対応が必要です。

以下のような**不適切な対応があった場合に、建設業法に違反**または違反するおそれがあります。

元請負人が、あらかじめ見積条件において、下請負人の負担であることを明示していないにもかかわらず、一方的に提供・貸与したヘルメットなどの**労働災害防止対策の費用を下請代金の支払時に差し引く行為**

建設業法第20条第3項に違反

元請負人が、あらかじめ契約書面において、下請負人の負担であることを明示していないにもかかわらず、一方的に提供・貸与したヘルメットなどの**労働災害防止対策の費用を下請代金の支払時に差し引く行為**

建設業法第19条に違反

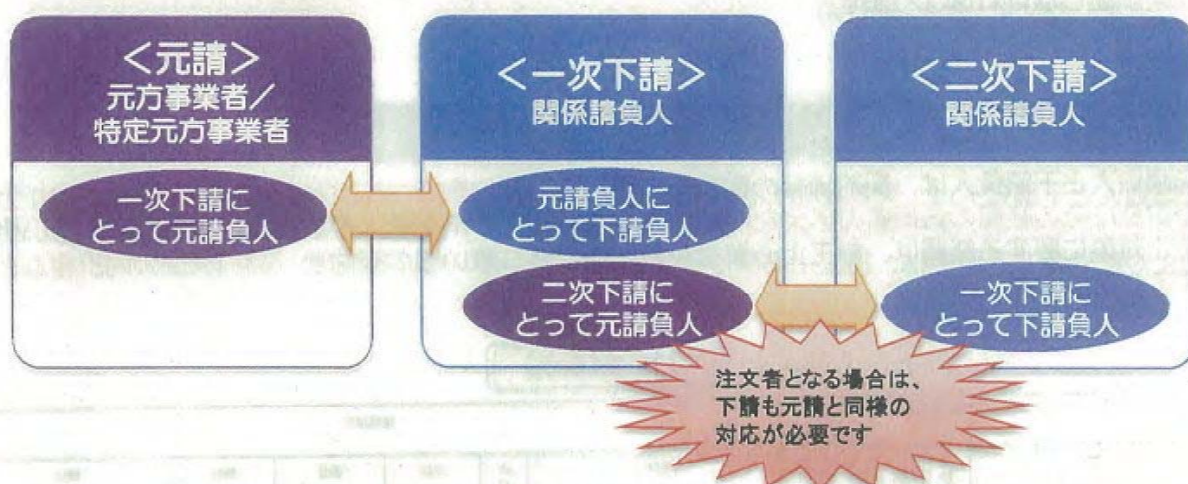
元請負人が、労働災害防止対策に要する費用を差し引くなどにより、その結果「**通常必要と認められる原価**」に満たない**金額となる場合**

当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれ

3. 関係請負人においても2.と同様の対応が必要

建設業法上の「元請負人」とは、建設工事の下請契約における注文者（建設業者）、
「下請負人」とは、建設工事の下請契約における請負人のことです。いわゆる「一次下請」や「二次下請」等の場合であっても、**建設工事の下請契約の注文者となる場合は、「元請負人」として、2.と同様の対応が必要**です。

この場合、元方事業者が作成した「実施者と負担者の区分表」の利用などによって、元方事業者が行った明確化の内容が、労働者を使用する事業者となる下請負人に確実に伝えられる必要があります。



労働災害防止のために、発注者、元請負人に求められる事項

建設業に従事する方の労働災害防止のためには、発注者、元請負人（3.参照）において以下の措置を実施することが求められています。このことは、「足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討委員会報告書」（平成26年11月）に明記されています。

- 建設業に従事する者の災害を防止するため、発注者において施工時の安全衛生の確保のための必要な経費を積算すること
- 上記の経費には、一人親方等の労災保険の特別加入のために必要な費用が含まれること
- 上記の経費が、受注者である元請等から関係請負人へ確実に渡るようにすること
- 雇用から請負への安易な転換を防ぐため、法定福利費の確保をはかること

注：「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」において法定福利費は建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるべきものとされています。

◆ お問い合わせ先・関係資料 ◆

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課 建設安全対策室

電話番号 03(5253)1111 (内線5486)

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 建設業適正取引推進指導室

電話番号 03(5253)8111 (内線24715、24718)

- 「建設業法令遵守ガイドライン（改訂版）」の掲載先（国土交通省）
http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000188.html
- 元方事業者による建設現場安全管理指針の掲載先（中央労働災害防止協会安全衛生情報センター）
http://www.jaish.gr.jp/anzen_pgm/HOU_DET1.aspx
- 「建設工事における安全衛生経費の標準リスト及び積算明細表」の解説並びに作成要領検討結果報告書の掲載先（建設業労働災害防止協会）
http://www.kensaibou.or.jp/data/pdf/leaflet/chosakenkyuhoukoku_kensetukouzi.pdf